

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の決定（京都市決定）

都市計画京都工芸繊維大学嵯峨地区地区計画を次のように決定する。

名 称	京都工芸繊維大学嵯峨地区地区計画
位 置	京都市右京区嵯峨一本木町の一部
面 積	約 5.7ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標 当地区は、京都市嵯峨地区のほぼ中心部に位置し、東側に広沢池、西側には大覚寺が控える風光明媚な場所である。当地区には大正10年に現在の京都工芸繊維大学の前身である京都高等蚕糸学校が立地して以来、一貫して蚕糸生産生物を対象とする研究機関として今日に至っている。当地区において、建築物ならびに土地利用に対する規制・誘導を行うことにより、周辺環境との調和を念頭におきつつ、技術革新に対応した研究施設の充実を図る。
	土地利用の方針 大学施設の整備と並行して、空地の緑化を促進する等、周辺環境と調和した土地利用を図る。
	建築物等の整備方針 建築物の用途を大学施設に限定することにより、用途の混在あるいは建て詰めによる環境の悪化を防止し、建ぺい率、容積率、壁面の位置及びかき又はさくの構造に制限を加えることにより、周辺環境との調和を図ると共に、研究機関としての機能を十分に発揮できる建築物の誘導を図る。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 大学施設 2 前号に掲げる建築物に附属する建築物
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の5
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の3
		壁面の位置の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から府道宇多野嵐山檜原線までの距離の最低限度は20mとする。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から一級河川有栖川までの距離の最低限度は5mとする。 3 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線（府道宇多野嵐山檜原線及び一級河川有栖川との敷地境界線を除く）までの距離の最低限度は10mとする。 4 守衛所、自転車置場その他これらに類するもので地上階数が1のもの及び玄関ポーチその他これに類する建築物の部分については、壁面の位置の制限にかかわらず建築することができる。
		建築物等の高さの最高限度	建築物の軒高は10m以下とする。
		かき又はさくの構造の制限	敷地境界線に沿ってかき又はさくを設置する場合には、可能な限り、生垣等により緑化を推進することとする。
		備考	

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、京都工芸繊維大学の施設が立地している本地区において、地区計画を決定することにより、周辺の住環境及び景観と調和した良好な市街地環境の形成を図るものである。

京都工芸繊維大学嵯峨地区地区計画 計画図

縮尺 1:2,500



凡 例

地区計画区域 地区整備計画区域	
壁面の位置の制限 (道路境界から20m)	
壁面の位置の制限 (河川境界から5m)	
壁面の位置の制限 (敷地境界から10m)	
市街化区域界	